

ASAHI 文化学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、併せて日本の文化や風習を理解させ、グローバル化等による国際交流の進展を図り、もって日本と諸外国との架け橋となる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、ASAHI 文化学院という。

(位置)

第3条 本学は、愛知県名古屋市中川区山王三丁目 10 番 9 号に置く。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース、修業期間、収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	入学定員	総定員	クラス数
2年進学コース	2年	110	220	11
1年6ヶ月進学コース	1年6ヶ月	40	80	4
計		150	300	15

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、2年コースは4月に始まり、翌々年3月に終わり、1年6ヶ月コースは、10月に始まり、翌々年3月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 第2学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏季休業 (7月下旬から8月下旬の間の3週間)

(5) 冬季休業（12月下旬から翌年1月上旬の間の3週間）

(6) 春季休業（3月中旬から4月上旬の間の3週間）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第7条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

午前8：50～12：40

午後1：10～5：00

2 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は、50分とする。

(1) 2年進学コース

授業科目	内容	週当たり授業時数
初級	読・書・話・聴の初級	20時間（20週）
中級	読・書・話・聴の中級	20時間（40週）
上級	読・書・話・聴の上級	20時間（20週）
	計	20時間（80週）

(2) 1年6ヶ月進学コース

授業科目	内容	週当たり授業時数
初級	読・書・話・聴の初級	20時間（20週）
中級	読・書・話・聴の中級	20時間（20週）
上級	読・書・話・聴の上級	20時間（20週）
	計	20時間（60週）

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況、授業態度等を総合して決定し、5段階評価とする。

(教職員組織)

第10条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員15人以上(うち専任8人以上)
- (4) 生活指導担当者1人以上(うち専任1人以上)
- (5) 事務職員1人以上(うち専任1人以上)

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (4) 信頼のおける保証人を有する者。

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年2回とし、その時期は、4月及び10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、30日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添え

て申請し、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第16条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

- 2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(表彰規定)

第17条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

2 奨学金

当学院の奨学金規定に基づき、出席率・学業成績・学習態度・人物ともに優秀な者を選抜し、職員会議で人選し学校長より承認を受けた者に対し、奨学金を授与する。

(懲戒処分)

第18条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなく出席しない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第19条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 25,000円
 - (2) 入学金 50,000円
 - (3) 授業料 55,000円(月額) 支払方法：年払い
- その他諸経費は別途募集要項で定める。

(納入)

第20条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第21条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第22条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第23条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(編入学・転入学)

第25条 原則として編入学・転入学は認めない。

当学院が定めた入学資格を有する者で、本学への編入学又は転入学を志望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可する場合がある。本学における修学年数は修学年限の残存期間とする。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する

この学則は、令和3年10月1日から改正施行する。

この学則は、令和5年4月1日から改正施行する。

この学則は、令和7年4月1日から改正施行する。